

令和7年度 尼崎市立南武庫之荘中学校 学校生活のきまり

R7.4.7

I 服装・頭髪

制服：学校指定の制服（ブレザー+カットー・ブラウス+リボン・ネクタイ+ズボン・スカート）
※スカートの丈は膝がかくれる程度とする。

ベルト：黒・茶・紺で細すぎないこと。装飾のないもの。サスペンダー不可。

肌着：カットー・ブラウス・ポロシャツの下に肌着（インナーシャツ）を着用すること。
色は白・ベージュ・グレーなど無地で目立たないものとする。
※ワンポイントは可。ハイネックは不可とする。

頭髪：自然な髪型で染色・脱色・パーマ（縮毛矯正も含む）等、手を加えないようにしましょう。
※サイドの極端な刈り上げや片方だけを刈り上げたり、ラインを入れるなど特殊な髪型は不可とします。

前髪は目にかからない程度にし、表情が見えるようにする。

とめる場合はピン、もしくはゴムを使用する。

後ろ髪は肩にかからないようにし、かかる場合はゴムで束ねる。

また、髪の毛が乱れる場合はピンでとめる。

整髪料の使用はしない。

くくり方：前髪をくくる場合に真上に噴水のような場合はピンでおさえる。

後ろ髪をくくる場合1つでくくるか2つでくくるかする。

※おだんごにして1つにまとめるのも後頭部の位置なら問題はない。

ゴム：黒、紺、茶とする。

ピン：ヘアピンまたはパッチンクリップ（5cm程度）を黒、紺とする。

※カチューシャ・シュシュ等の髪留めは使用しない。

【衣替えについて】

①冬期(10月-5月)：学校指定の制服（ブレザー+カットー・ブラウス+リボン・ネクタイ+ズボン・スカート）

②夏期(6月-9月)：学校指定の制服（ポロシャツ+ズボン・スカート）

移行期間：移行期間中の服装は上記の①冬期 ②夏期 に加え、

③合服 長袖カットー、ブラウス+ネクタイもしくはリボンズボンもしくはスカートの3つの中から気温や自身の体調に合わせて選択する。

【防寒具について】※期間は11月頃~3月31日する。（ただし、気候などを配慮して指示します）

・セーター：Vネックの黒・紺・グレーの無地とする。
※ワンポイントや編み柄等の模様のないものを着ること。
※カーディガンなど、ボタンやファスナー付きは不可

・手袋、マフラー、ネックウォーマー：特にしてなし。
※登校時のみ着用可。校内での使用は不可。

・タイツ、レギンス：ズボン、スカートの下にタイツを着用してもよい。
※色は黒（無地）のみとする。また、タイツ・レギンスを着用する際も靴下を必ず着用する。

・その他：寒い場合はカイロを使用してもよい。

2 靴・靴下・名札・ネクタイ・リボン

靴：下履き 白を基調としたひも付き**運動靴**。動きやすく運動に適しているものを使用。

※色付きのひも、ハイカット・厚底は不可

ワンポイント可（単色のメーカーロゴ等）・単色のライン可（白の基調が崩れないもの）

靴下：白・黒・紺・グレーを着用すること。メーカーロゴ等の小さなワンポイント、単色のライン可とする。※ルーズソックス禁止、メッシュ、レース禁止

名札：組章等を付け、常に左胸に付けておく。

忘れた場合は、**学年の貸し出し名札**を使用させる。

ネクタイ・リボン：夏服着用時以外は、必ず着用する。

3 カバン

・カバンは学校指定の制カバンを必ず持って登校する。制カバンに荷物が入りきらない場合は補助カバンを使う。特に指示がある場合を除き補助カバンのみでの登校は不可。

・部活バッグについては、顧問の認めたものとする。

※但し、部活動で使用するもの以外は入れないこと。制カバン+部活バッグを許可する

・教科で指定されたカバンについては使用を認める。

・上記以外のカバン（紙袋、ビニール袋等）は使用不可。

・カバンに落書きをしない。

・装飾品をつけない。お守りは内側に着けるなどして外から見えないようにする。

4 その他

1 帰宅後や休日等に登校するときも標準服・体操服・クラブ指定の服装で登校すること。放課後や、休日、長期休業中であっても私服で登校することはできない。

2 アクセサリー等飾り物は、服やカバンに付けない。お守りは可。

ただし外から見えないようにしておく。

3 化粧（アイプチ、まつエク、色付きリップ、ネイル、香水など）、ピアス、カラーコンタクト、アクセサリー等の装飾品は禁止とする。

4 指定カバンやスリッパ等、持ち物に落書きをしない。

5 一旦登校したら、許可なく校門を出入りすることは禁止する。

6 予鈴（8：25）までに教室に入る。教室で着席して予鈴を聞こう。

7 健康上の理由等で、指定の標準服が着用できない場合は担任の先生を通じて申し出て下さい。個別に対応を検討します。

8 夏場の日傘の使用を認める。

9 リップクリーム・ハンドクリーム・日焼け止め（全て無色無臭）のものは使用を認める。

10 スポーツドリンクの持参を許可する。ただし、ペットボトル容器を持ってくる際は学校で処分せずに持って帰ること。